

会議録（議事関係）

（資源循環推進課）

1 最終処分場整備について

事務局：説明

委員長：この度、整備を進めようとしている最終処分場というものが管理型であるという点と、それからその必要性は何かというと、現在あるものが平成33年にはいっぱいになる。従って新たな最終処分場が必要である。

大きさはというと、15年分を見込んで、広さからすると30～50haの容量を持つようなものを考えているということでもあります。

焼却施設については、他で代替できるので用地だけは確保していくという点でございます。ただいまのことに関してご質問ございませんか。

各委員：（質問なし）

2 整備候補地の選定方法案について

事務局：説明

委員長：整備候補地の選定方法及びフローについて説明がありました。皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。私も言葉の使い方を気を付けたいと思います。「調査対象地」という言葉でしばらくは使用していく。

「候補地」として絞られる前は、「調査の対象地」という言葉を徹底して使って参りたい。

副委員長：参考までに、もしくはわかれば、資料6で熊本の例が出ていますけども、最終的に埋立容量とか敷地面積、どのくらいのものを何箇所くらい見つけることが出来たのかという情報ありますか。大体でいいんですけども。

事務局：今手元に詳しい資料はないんですけども、最終的には42万㎡の施設が出来ております。で、8箇所については当初はもう少し大きい容量を想定して作っていただけです。結局、屋根を付けるようなタイプのものになったとも聞いております。最初の検討段階から施設は若干小さくなって、将来の需要見込みが変わって、若干小さくなったということですので、最初の候補地は若干大きかったと思いますが、詳しい資料が手元にないので後で連絡させていただきます。

笹尾委員：同じく熊本県の事例についてなんですけれども、最後の総合評価があるんですけども、これは具体的にわかる範囲で結構ですので、どのようなものかということで、例えば8つについて順序付けをしているとか、何か点数が出ているのか、或いは1つ1つの施設についての講評といいますか、そういったものが出ているのか、わかる程度で結構ですので、教えていただけますか。

事務局：総合評価ではA・Bという判定でAランクのものが8箇所、Bランクのものはそれから除外ということになっておりまして、これについて熊本はそういった評価を行っていますけども、他には点数を付けるような方法もあって、他県では点数を付けて、1～5位までとか6位までとかやって、ただその後はフラットにしてその中から選んでいくというようなやりかたでやっている例もあります。

笹尾委員：では、熊本の件の場合は、8箇所が全部A、A評価のものが8箇所だというそういう意味ですか。

事務局：そうです。

笹尾委員：わかりました。

茅野委員：今の質問について追加なんですけども、総合評価という風に第6回のところがありますが、その時点でA評価が8箇所だったということは鍵になるのは14箇所から8箇所に絞り込んだ分というのがA評価とB評価をしたということによろしいでしょうか。

事務局：その通りです。

千葉委員：この会議の前に環境審議会があって、その席で、委員の先生からも出たんですけども、私も環境アセスメントの方の委員でもあるのですが、熊本の場合ですと県のアセスなどにかかったのが、このフローの中からいくとどのあたり、それで、あの時委員の方からは最終的に選ばれたものについての環境アセスではなくて、複数あった部分でアセスに入ってほしいというようなご意見が出たのですが、熊本の例ですとどのあたりでそういう環境影響評価がされたのでしょうか。おわかりになりますでしょうか。

事務局：熊本では1箇所に絞られてから、アセスをやっております。

千葉委員：複数の段階でかけるというのはちょっと大変だというのはよく分るのですね。1回アセスにかけるとものすごい費用が出ていきますので。特に動植物なんかですと定点的に全部見ていかないといけないので、多分、委託しても費用が大変だと思うんですけど。その辺は本県では基本的な考え方としては、1つに絞ってからしかなさらない予定でしょうか。多分かなりそこらへんは問題になると思うのですけれども。

事務局：そのあたりも審査はしていただきたいと思うのですが、審査していただきたいと思うのですが、ただ、どうしても時間的な制約があるということで、今のところアセスには3年は見ておりますが、それは2年で用地が決まるという条件が前提になっております。そこが、いろいろこう2年でうまく最終のところまで持っていったり、複数の候補地のアセスが出来るような条件になるかについて、今のところ未定ですので考え方だけです、中でもご審議いただければと思います。

委員長：他に何か、いかがでしょうか。総合評価という点について質問が出ましたが、確認ですけれども、熊本の場合は総合評価の結果A・Bに分けて、A評価が8箇所残ったと、そこまでが選定委員会の仕事だった。今回の場合は、先ほどのアセスがらみというと1つに絞るわけですが。

事務局：本年度中には複数の候補地を出すということを考えておりますので、1個に絞るとすることは今年度中にとすることは考えておりません。

委員長：さらに複数の候補地に序列を付けたか付けないかというあたりはいかがでしょうか。

事務局：それについてもご審議いただければと思うのですが、両方の例があるようです。他県の熊本の例であればAということで一律に評価しておりますし、他県の例では点数を1～5番まで付けたという例もございますので、それはどちらの方がいい

いのか最終的な段階ですので、委員会が進んでいく中で、これについても検討していただければと思います。

委員 長：その部分については審議の進み具合、いや、具合ではなく最終的に絞り込む過程においてまたご審議していただきたいと思います。

事務局：それについてはコンサルタントからも提案される方法も、いろいろ提案いたしますので、その中で審議していただければ、今回は詳しいことがまだ出ていません、2回目以降は良い悪いという要素が出てくると思います。

委員 長：総合評価の前に現地調査というのも組まれる予定であります。これも複数候補地がありますので、一日という訳にはいかないでしょうね。2、3日日程のご確保をお願いすることになると思います。その他いかがでしょうか。

委員 長：私の方から、もう1点だけ。市町村から適地情報を適宜、受けるというお話がありましたけれども、これはかなり積極的にこちらから働きかけながら情報提供するという、そういう姿勢でしょうか。

事務局：これについては市町会とか町村会の席で適地情報があればぜひお願いしたいということで、協力依頼はしております。それについて具体的にまだアクションがある訳ではないので、今後、市町村と協議しながら、もし適地情報が出てきましたら、それについてはこの委員会にも取り込んでいく可能性もありますし、その辺は、市町村の連携を図りながら考えていきたいと思います。

委員 長：その辺りの機会があるごとに働きかけるというのはあってしかるべきかなと思います。他にいかがでしょうか。選定方法にかかるフローについてであります。よろしいでしょうか。（質問なし）

3 1次調査対象地の抽出条件案について

事務局：説明

委員 長：ありがとうございます。1次調査対象地の抽出条件及び回避区域、これについて説明がありました。ご質問ございませんか。①～⑤の条件を満たす箇所を1/25,000縮尺の地形図をもとに広く抽出する。その次に法律によって規制がかけられている部分については省いていく、という流れになります。いかがでしょうか。

副委員長：物理的に5項目を条件として抽出するというのは非常に、一番最初のアプローチとしては適切なものだと考えています。その時の立地回避区域の別表なのですが、国有林が外れ、立地回避区域に入っている。国が所有しているという理由だけで回避するというのはあまり合理的でないと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 長：はい、それでは事務局から。

事務局：今のご質問にお答えさせていただきますが、国有林を売り払う等の手続きにつきましては、他の例を伺いますと影響調査ですとか、それから手続きにですね、2年くらいかかると伺っています。当然、事例によって長引いたり、若しくは、もっと短かったりすると思うのですが、そういった例をうかがっております。で、先ほど、冒頭、基本方針のところでご説明を申し上げたとおり、時間的な制約があるということもございまして、なかなか時間がかかる手続きの場所を予め入れ

て抽出するというのもどうかと思ひまして、立地回避区域という風にさせていただいたものでございます。ただ、今、先生からおっしゃられたというのもあって、いろいろ考えていけば、例えば、国有林の場合ですと相手方が国だけということになると思うのですが、そうなるとう地を取得するという段になった場合には、当然相手方が限られますので、いわゆる、民間のいろんな方々が地権者であるところと交渉するより早く終わるという観点もあるかと思ひますし、そういった諸々を考えれば必ずしも省くべきではないという風な考え方もあるのかという風に思ひます。そういった事も考えますと、おっしゃられる通り国有林については回避区域としないということでもよろしいかと考えますので、修正案としてお諮りさせていただきたいと思ひます。

委員 長：国有林について、立地回避区域ではなく、これを含めて選定、調査対象地を抽出してはどうかというご質問に対して、ただいま回答がありました。国有林も含めて当初は作業を行っていく方針、これについてはいかがでしょうか。

茅野委員：今の方針で、大枠はよろしいかなと思ひますが、注文を付けさせていただくとすれば、国有林にも法律にはなっていないんですけど、林野庁の内部規則という形で保護林という保護制度がございましたりとか、或いは、今、全国の国有林は、例えば、自然を維持するものであったり、水源を涵養するというような形で様々に機能を区分して管理しているように理解をしております。いろいろ年によって変わったりしているところもあるのですが、機能類型という意味では、例えば、ちょっと最新の機能類型が頭にないんですけど、森林と人の共生林の自然維持タイプ、または、森林と人の共生林でリクリエーションが行われているような場所というように、指定している場所から近いような場所は回避させていただくとか、出来るだけきめ細かなレイヤーを重ねて抽出していただけるとありがたいという風に、まあ国有林に多少関わりがありましたのでそのように思っております。もう1つありますが、今の点について。

事務局：今のご意見ですけれど、今回地図を用いて抽出させていただく関係もあって、なかなか個々具体のどういう風な運用になっているかということまでなかなか考えながら抽出するというのは難しいかなという風にと考えていますので、いったん抽出させていただいた上で、例えばこういった場所については、どうだろうかという形で、ご意見を求めていくというような形で整理させていただければありがたいと思ひます。

委員 長：第1段階として国有林を含めて抽出する。第2段階として国有林の中の機能別のゾーニングなどを考慮していくということでもよろしいでしょうか。では、もう一点。

茅野委員：今の問題に関連するということか、第1段階はそういった抽出方法でよいと思ひますが、第2回以降の選定に際して、立地回避区域というのをどういう風に考えるかということで意見を申し上げたいと思ひますが、この別表を拝見いたしますと、確かに様々な法律に基づいて規制がされているというエリアが出ております。それで私は、専門が社会学で、中でも自然保護関係の研究をずっとしております。様々な研究をしていきますと、自然保護活動であったりとか、そういった民間の、一般の住民の方々が関りを持たれるような区域というのは、例えば、

客観的に自然環境が優れているとか優れていないとか、そういった基準とはまた別に、思い入れが投影されて関わりを持たれるというケースが多くあるという風に思っております。そういった区域というのは、往々にして法規制から外れる区域になっている場合というのが多くあるように印象を受けております。例えば、植樹活動がされているとか、または自然観察会がされているとか、小さいものかも知れないですけども、地域の方々にとっては非常に大事な場所で、数名から数十名の当事者の方々がいらっしゃった場合に、仮に、この委員会の結論として適地・候補地だとなった時に、いきなり自分たちの思い出がある土地が対象地になってしまうという危機感を抱かれるというようなこともあろうかと思われしますので、確かに法規制に基づいてフォーマルな立地回避区域というのは第1段階で外す上で大事なのですが、その次の段階で出来るだけ、なんといいですか、インフォーマルな立地回避区域と呼んだらいいのでしょうか、そういった環境影響評価法でも人と自然とのふれあいという項目がありますし、ふれあい活動が行われているような場所は回避していくという方針をもっていくのがよろしいかなと思います。

様々に、そういった施設が揉める原因というのが、科学的には合理性があるのだけれども、当事者の方々にとっては道理に合わないというような理屈が共有されて、様々な紛争というケースが多いように感じておりますので、当事者の方々にとって、つまり地元の方々で関りを持っている方々においては、合理性も大事ですが道理性も大事になってきますので、両方が大事になってきますので、第2回以降の抽出に当たっては、そういった情報を収集したりですとか、基本的には市町村に照会すれば、情報は入ってくると思うんですけども、そこから漏れてくるような所がない、あるかも知れないという立場に立って考えていただければという風には思っております。

委員長：ただいまの茅野委員から法規制から外れている箇所、そしていろいろな方々に自然観察会とか、ふれあいの場とか、そういう形で活用されている箇所、これは必ずしも立地回避区域には挙がってこない。しかしながら大事な要素であるので、そこはきめ細かに情報収集して、しかるべき段階で考慮すべきでしょうというご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局：今、先生からおっしゃられた、先生の言葉を借りてインフォーマルな立地回避区域ということでございますけども、まさに先生おっしゃるとおり2回目以降そういったものも、いかにして条件として設定していくかということになるかと思っております。今日、こういった条件の設定だとかの基本的な立案をしていただくこととしていますコンサルさんも後ろに来ておりましたので、今のご意見を踏まえながら次の立案に活かしていきたいと思っておりますし、また、先生がおっしゃられたようなそういった条件について、確認していく方法などについてもですね、市町村などと連携しながらそういったところについて研究していきたいと思っております。

委員長：第2段階或いは第3段階などでそういった要素も考慮していきましょうということでもよろしいでしょうか。その他にございますか。

東委員：資料5の抽出条件の設定の①～⑤ですけども、ちょっと質問があるのですが、①の面積が確保できる箇所というのは理解できるんですけども、②の埋立容量が

確保できる箇所というのは、ちょっと十分には理解できません。というのは、面積が確保できれば、③のところでは平地の箇所というのでも候補地になっているわけで、そうすると面積が確保できれば、掘れば埋立容量というのはいくらでも確保できるはずなので、②が条件になっている理由というのを教えていただきたいと思います。

事務局：まず、基本方針に書いてあるとおり必要なのは量の方が必要でございます、①と②を比べた場合、どちらが重要かとなった場合、②の方が重要になってまいります。例えば、もちろん③のところでは傾斜の条件を付けておりますから、あまり急傾な場所というのは選ばれないと思いますが、例えば、容量が確保できるのであれば面積については30を下回ってもそれは構わないのではないのかと思っております。そこで、先生がおっしゃるとおり掘れば当然容量を増やしていける訳ですけれども、掘るのもお金がかかりますので、出来るだけ造成にお金をかけないという観点から考えれば、自然の地形を活かした方が得だということもありますので、そういったことも踏まえて両方条件としてさせていただいて、両方から見ていこうと考えているものでございました。

委員長：掘るということは現段階では考えてはないということでしょうか。

事務局：掘ることも全く否定するつもりはないのですが、掘れば当然その分費用がかかりますので、経済性のことを考えれば、掘らないで済むに越したことはないという程度のお話として、ご理解いただければありがたいです。

東委員：先ほど茅野委員の発言に関連することかも知れないのですが、別表の法規制の除外区域、回避区域以外にも、先程インフォーマルな話もありましたけれども、今後第2、第3の検討で、加えてよいと思うのですが、希少種の取扱いですね。例えば、種を挙げると、イヌワシだったりとかクマタカだったりとかというそういう猛禽類だったりとか、県のレッドで上位にきているようなものが、生息、生育しているような場所というのは①～⑤及び、別表の規制区域以外のところでも出てくる可能性がありますので、その辺りは、早めに網掛けをしていただいた方が余計な審議をする手間が省けるのではないのかと思っておりますので、その辺は、少し早めに情報提供をしていただきたいなと思います。

委員長：その方向でお願いしたいと思っております。

事務局：承知しました。

委員長：他にはありますか。

副委員長：抽出条件の①～⑤まではよろしいかと思うのですが、市町村との連携の時に、特に適地情報をいただく時に、①、②を前提として却下することのないようにというのをお願いしておきたいと思っております。小さな処分場であっても手を挙げていただけるような場所があれば、積極的にこの会議にかけていただきたい。機械的に探すのは非常に大きな土地なのですが、提供される情報がたとえ小さくてもこの会議に是非載せていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長：その場合に、例えば複数・小規模のものを3つぐらいで、全体の容量を確保するという、そういう方向性も選択肢としてありますか。或いは選択肢としておいてよろしいですか。

事務局：颯田委員から非常に具体的な、前向きなお話をいただきましてありがとうございます。結局ですね、どういう地点が何箇所ぐらい出てくるかというのは、なかなか現時点で分からないものですから、あくまで我々、1つには理想としてこういった規模のものというのがあるのは事実でございます。ただ、仮定の仮定なのでこれから先、なかなか責任あるお話はできないのですが、それが困難だった場合にはまたこの場でもご相談をさせていただきながら、1つの姿として理想の姿を追い求めながら、もう1つは、委員会の先程のご指摘をいただきましたとおり、なにか提案があった場合に形式的にギリギリと、というようなことではなかなか場所は限られた時間の中で選んでいくわけなので、その辺はちょっと両睨みで相談をさせていただきながらと思っております。その意味も込めて①～⑤の条件の、特に①と②で「おおむね」という表現を使わせていただいております。そのへんを汲んでいただければと思います。その次第であります。

委員長：「おおむね」というところにただいまの議論を含ませていただきます。他にいかがでしょうか。

山本委員：私も別表の規制区域の関係でございますけれども、土地利用計画の中の農用地区域については、根拠になっている法律が農業振興地域の整備に関する法律でございますけれども、この法律の趣旨は、計画的に農業を振興するんだという地域を定める計画でございます。基本的にこの農振計画と称してはいますが、農振計画については社会経済情勢の変化、情勢に応じて、定期的に或いは、随時に計画の見直しをしておりますので、これを絶対的に農用地区域を外すという形をとるのはふさわしくないのではないかなと思っております。

この農用地区域の関係も社会経済情勢の変化に応じて見直していく、そもそもそういった性格の計画でございますので、最初からこれを絶対的に外すというのはどうなのかなと。やはり出来るだけ良い土地をたくさん探すという観点からすれば、この規制の枠を広げられるところは広げて、より良い適地を沢山探して、検討すべきではないのかなと思います。その辺をよろしくご検討お願いしたいなと思います。

委員長：農振、農用地の扱いについてのお考えでした。皆さんいかがでしょうか。農用地も含めて抽出していいかがかということでした。

事務局：今、お話があったことはその通りだと思います。それでまず、私どもとしては、作業をしていくに当たって、農用地区域が今どういう状態になっているのかというデータをまずきちんと精査する必要があるだろうと思っておりますし、今の状況を拝見すると市町村の、殆どの市町村といってよいと思うのですが、中心市街地を除いたいわゆる平地部と言いますか、そういった部分が殆ど農用地区域に指定されているというような状況にあるようでございます。そういった状況を踏まえますと、それらを全て回避区域から外して、そこから抽出できるのだということにしてしまうと、かなり精度の低い場所が抽出されてしまうということが懸念されます。というのは平地も全部含めてということになりますと、今回、さっき、傾斜のところでも平地でもよいということを申した関係もありまして、例えば極端な話ですが、田んぼのど真ん中などそういったところまで出でてしまう。もちろんそれは状況をみて外せばよいわけなのですが、そうやってきま

すと、精度の高い抽出条件といたしますか、結果を得られないということが考えられるのかなという風に考えております。で、対応案ということで提案させていただきたいのですが、先ほどご説明した、5つの条件を満たした地形の場所であって、たまたま一部農用区域が掛かっている、というようなことでも今のルールですと弾くというようなご提案になっているわけですが、そういった一部がかかる部分については、それだけをもって条件、といたしますか、結果から外さないというような形で、弾力的に扱わせていただくということではいかがかと思うのですが、そういった修正案でご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員 長：今の対応はいかがでしょうか。（山本委員、了。）確かに平地、そこも一緒に抽出してしまうと全く現実味のない情報も多数挙がってくる。最初に①～⑤の基準で設定して、その一部に農用地が掛かった場合にはそれも含むような形で調査対象地を抽出していくという方向であります。皆様よろしいでしょうか。

（全委員、異議なし。）その場合であっても市町村から声を挙げて農振解除していかないといけないのですか。

事務局：そうです。農用区域は特に農振区域の中でも、更に実際に農業をおやりになっている場所、或いは、農業をやるために確保してある場所という考え方ですので、その更にもっと広いエリアで農振地域というのが設定されておりますので、今回いろいろ抽出結果が出てくると思うのですが、かなりのところが農振区域にかかってくると思います。ですので、いずれそういったことで市町村に対してそういったことをご協力なり、或いは、情報提供いただくなりしていく必要があるのだらうと思いますけれど、今のは、さらにもっとコアな部分の話になっていくのかなと思っておりました。

委員 長：イメージするのは山手にある牧草地であるとか採草地、放牧地であるとか、あと果樹園、樹園地とかその辺りかも知れませんね。では、農用地の扱いは以上のようにさせていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

千葉委員：飛躍していて笑われるかも知れないのですが、今本県にはI L Cの立地の部分がありますよね。県内の広域にというところと多少被ってきたりするようなこととか、それが立地されることによって住宅だとかいろいろなことで使われる用地なんかも出てきたりするかも知れませんが、その辺はもうある程度、最初から頭に入れて、ある地点を外して考えると、そういった形で進められているのでしょうか。それとも全く、一旦考えないで置いて進行状況によって途中から外していくことになるのでしょうか。

委員 長：現時点で、ひょっとしたら開発が決定され、進むと思われるようなところの扱いについてです。

事務局：ご指摘の件についてでございますけど、そもそも場所について、さらに今のご指摘はそのI L C本体に加えて、誘致した場合にその研究者の方々の住居だとかそういったものが必要になってくる、というご趣旨だと思いますが、そういったところは、基本的にまだまだ先の議論でございまして、むしろ、冒頭から申し上げますとおり、我々のこの議論はこの2年以内で場所を決めて建設も含めて32年度までというスキームでやっておりますので、そういうところで、まだ決定してい

ないところでありますけども、我々はそういったイメージで日程的には、スケジュール的には進めていきたいと思っております。

千葉委員：施設自体の立地条件は違うと思しますので、本体そのものは影響ないと思っておりました。それはまだ一応考えないで、とういうことで記憶しておきます。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員長：私のほうから防災関係の項目で気になるところがありますので。ここには地すべり、急傾斜地、砂防といった項目が法規制に掲げられておりますが、土石流など土砂災害防止法においても警戒区域、或いは特別警戒区域というのが設定されておりますが、その扱いはここでは立地回避扱いにはなっていないのだけれども、その辺の取扱い、回避すべきだと思うのですけども、いかがでしょうか。

事務局：土砂災害防止法の話がございましたけれども、そこで指定することが出来るとされているものに、警戒区域と特別警戒区域、イエローゾーンとかレッドゾーンなどというふうですけれど、そのうちの警戒区域につきましては、いわゆる地域の警戒避難体制を整備しましょうというようなエリアの指定という風に伺っておりますし、レッドゾーンについては、例えば住宅ですとか或いは学校、病院といったような特定施設についての開発に対しての規制はあるようですけれども、今回の処分場に関しては、法で規制されているといったものではなさそうでございます。今回この立地回避区域の設定にあたりましては、今現在、法で開発行為が規制されている箇所ということで載せさせていただいておりますことから、今、委員長おっしゃった土石流関係につきましては今後、先ほど茅野先生からもあったような、いわゆるインフォーマルなものにあわせて今後回避していくべきとか、或いは、外していくべきだとかいうようなものにあわせて議論していただければありがたいという風に思っているところでございます。

委員長：他にございませんか。たくさんご意見頂戴してきてありがとうございます。ただいま頂戴いたしましたご意見を踏まえて選定方法を事務局の方で調整させていただきますようお願いいたします。調整後の資料は後日、各委員に配付をさせていただきたいと思っております。

4 選定過程の公表について

事務局：説明

委員長：基本的には選定の方法及び選定の基準についてはもちろん公開・公表していく。ところが調査段階において、位置が特定できる、所有者が特定できるような詳細な地番情報、或いは、詳細な地図情報といったものは調査段階においては審議の妨げになる恐れもあるので、その点については委員長に、一つ判断させていただきたいと存じますが、この方向でよろしいでしょうか。ご意見頂戴したいと思います。

笹尾委員：基本的には原則公開ということで、そういう立場で進められているということで、基本的には賛成しております。で、やはりこういった問題ですと実際に環境影響に対する心配というよりは知らないところで決められてしまっているとか、気付いたときにはもう1箇所に決まっていたとか、そういったことが住民の反対運動を引き起こすということがあると思っておりますので、そういった意味では選定の

過程を透明化するというところで、基本的には事務局の方からありましたように、どういう基準、どういう方法でもって選定をして、幾つになったとかですね、できれば各会議で、例えばこういうフィルターをかけると何箇所になったとか、確かに個々の地図情報とか、住所とか位置とかまでは煩雑になると思いますので、どういった基準でどういった結果が出てきたというのは基本的に公開されると、やはり住民の不信感など、そういったものもある程度、和らげるかなと思います。もう1つ公開する意味というのは、今日の会議からすでにそうだと思いますけれども、住民の不安というのは、そもそも施設の必要性について十分意識していないとか、そういったところも関わってきますので、今回、直接、県民代表の方というのはこの委員会のメンバーでないということもありますので、やはり施設の必要性も含めて、こういった会議の場等で公開していくことで訴えていきながら、なおかつ、プロセスをまとめる、という考え方が必要だと思っています。第2回から恐らく最終回の1つ前まででしょうかね、ある意味、機械的な形で選定されていくと思いますので、その最後のところでしょうか、やはり、何を重視するかというのが研究者の間でも多分違いますし、一般の県民の方も違うと思いますので、そういった単純に機械的に篩いにかけてられないようなところについて、先ほど熊本県の場合の総合評価というものがありませんでしたが、そういった段階で、数箇所が出てきた段階で、やはり、どこのどういった場所が候補地として数箇所挙がっているんだということは、ある程度、明確に示していただいた方がいいのかなと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。基本的には選定方法、選定基準などについてはもちろん公開をする、公表していく。さらに毎回、何箇所が何箇所になってきた、さらにその過程で新たに重視した項目があればそれも含めて伝えていく。さらにそれにあわせて、笹尾委員が今おっしゃったのは、最終処分場を県内に必ず作らなければいけないという必要性、それも繰り返し伝えていくことが大事だというご意見だったと思います。

そうしますと場所がわかるというのは、やはり1/25,000の地図にプロットしたような情報というのは、やはりこれは公開できないということでもよろしいですね。さらには、もう少しぼかして1/200,000位の地図に落とされたものは、毎回毎回お示しすることになると、これもなかなか、私としては難しいのではないかと思います。ぼかしたとしても大体この辺となると自分たちの身近な地域を設定するというように、調査対象地域としてピックアップされているとなると、受け止め方は難しくなるのかなと思いますけど、それで提案したいのは、地図情報としては最後の段階まで出さないという方針でいきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。何箇所から何箇所に絞られてきた、これは随時公表していくとして、図面としての地図情報、縮尺が1/200,000、1/500,000というようなスケールであっても、公表は最後の段階まで控えるべきではないかなと思いますがいかがでしょうか。

笹尾委員：最後とおっしゃるのは、この、例えば熊本県の資料が資料の6としてありますけれども、この8箇所とか、数箇所が出てきた段階では示すということでもよろしいでしょうか。

委員 長：最終的な候補地として絞り込まれた段階では、今現在、こういうところに絞り込まれましたと、その段階で地図情報を公表するという方針ではいかがでしょうか。また、その前の段階の選定方法基準、何箇所から何箇所になってきたという情報、これは公表していくという点では、ご異議ございませんか。

各 委員：（異議なし）

委員 長：あと残りは地図情報の公表がどの段階で、ということではありますが。

東 委員：それは何々町だとか何々村だとか何々市だとかという、そういったものも公表しない（ということでしょうか）

委員 長：そこらへん、実際ご意見頂戴しながら進めていく必要がありますね。事務局はどのようにお考えでしょうか。

事務局：こちらとしては、選定過程の透明性も担保したいので、特定できるような、何番地とかですね、そういったものは必要ないとは思いますが、例えば盛岡市玉山区とか、それくらいの情報は出してもいいんじゃないかな、というのは、何をどこにどのくらいの場所があるのかというのは、イメージをしていただいた方が、必要性も含めて県民の方にアピールをしていく意味では、例えば岩手県の地図に何箇所かプロットしたようなものであれば、丸を大きくすれば場所が特定できないのではないかと思いますので、そこら辺は、熊本県なんかの例でも地図情報は、細かい範囲でなければ出しているようですので、それに倣った形でもよいのかなと思っております。場所を全部伏せて数を何箇所になったことだけをいっていると、どういった審査をやっているのか、かなり不透明になるかなと思いますので、出来るだけ先ほどいったような本当に特定されて誰が持っているというような判る情報までは出す必要はないと思いますけども、出せる範囲では、支障にならない範囲では出していった方がよいのではないかと考えております。

委員 長：事務局の考え方は以上ですが、その点についてはいかがでしょうか。A4の用紙に岩手県が入るくらいの地図で、それに丸がつく、さらにここはどこかということでは、盛岡市玉山区、程度の情報はあった方がよろしいですね、そうなりますと。その方向で最終の候補地が絞り込まれるまではこういった形で公表していくという方針でいかがでしょうか。

事務局：貴重なご意見まことにありがとうございます。今の方向性としてはですね、やはりなるべく公表したい、という気持ちと、ただ審査過程で不要なところ、最初ご説明したようなところ、そこをどういう風な兼ね合いをとっていくかということだと思っております。先ほど申し上げたのですが、これからまさに第1次の基準についても本日様々のご意見をいただいたところでございますので、参考までに熊本の箇所数を示しましたが、本当にその通りになるか、これからやってみないと分からないところでございます。さらに言うと、これはもう少し非適地の情報としてこういったものを加えればいいのではと、いうこともあろうかと思っております。ちょっと流れを見ていく必要もあろうかと思っておりますので、概ね、委員長がまとめていたような方向性でまた、我々事務局がどういう箇所数になったかと、コンサルに本日いただいた基準などをもって、その箇所などが出てきて、それがまた2回目、3回目となるうちに、どういった形になっていくのかも含めて、また、委員長にご相談させていただいて、そしてその結果をまた、委員の皆様にも、委員長

のご判断をお伝えした上で、会議を開催する。そんなイメージで進めさせていただければなと思っております。

委員 長：調査対象地として第1回目のものが何箇所になるのか、これがちょっと読めない。場合によってはかなりの数になって、岩手県内の地図が黒い点で埋め尽くされている、そのような情報を与えられても、という、確かにおっしゃるとおりかと思えますね。然るべき段階で今のように岩手県内の地図に黒丸をプロットするようなものをある段階でそういう風にしながら、盛岡市玉山区というような情報を付けながら公表していくと。箇所数のことも見ながら考えていくという事務局の方針、それについてはいかがでしょうか。

茅野委員：今、部長さんがおっしゃられた方向性で、私も、第1段階、第2段階で、どれだけ絞れるか分からないというのが実情ですので、第2段階くらいでどうしましうかと再度考えていくことが適切かなという風に思います。逆に、数箇所、或いは、数十箇所に絞った時点で、例えばある区域、ある振興局管内に集中するというような可能性もなきにしもあらずでして、その場合にやはり決め打ちだったのかといった懸念、疑念を抱かれるのが一番まずいと思いますので、例えば必ずしも地図には表わさなくとも、質的な形、文章のような形で、第2段階で何十箇所選べたけれども自治体まで特定するとややこしいことになる可能性があります。岩手県でいえば、振興局があるので、盛岡振興局管内で20箇所、何々地方管内で何箇所という形で対象地の選定が進んだ、という形で報告は逐次上げておく。それで、地図化できる段階だということで委員の皆様がご判断できる段階になったところで地図化を考えるということにしておく、適宜、情報公開しながら、全県を広く見た上でこのプロセスを組んできましたという形で説明責任がつくのではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 長：確かに、岩手県の地図を示して黒い点を打ったときに自分の町なのかどうか、必ず問い合わせが来ますね。それよりは、文字情報として、何々市、何々地区、というよりも、今おっしゃったのは振興局、広域振興局単位でまず数を示しながら。（茅野委員：適切な範囲は分からない）示し方、あと、いつの段階で地図情報としてお示しするか、あと、もう少し選定過程を経て数を見ながら、再度皆様のご意見を頂戴しながら進めていきたいと思えます。今いただいたご意見、常に選択肢としては持っておきながら進めて参りたいと思えますが、その方向でよろしいでしょうか。

笹尾委員：基本的に委員長がまとめられたとおりでよろしいかと思うのですが、多分、この総合評価という中で、私の中ですと、きちんと地域住民の方が合意されるのかどうか、という可能性、そういったところで、重要な項目の1つだと考えております。そういう意味では、そういう地図、文字情報であるか、或いは具体的な市町村名であるか、そういうものを一度出した上で県民の方がどういう風に反応するかというのも総合評価においては重要な情報になってくると思えますので、一番最後の段階で地図も含めて出す、地理的な情報も含めて出すということであると、ちょっと総合評価という点を除いた評価になってしまいますので、その辺はちょっと協議した方がよいのではないかと思います。

委員 長：確かにタイミングというのは非常に大事ですね。透明性とタイミングですね。その辺を含めてその都度、皆さんにお諮りしながら公表の問題については決めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委員：（異議なし）

委員 長：ではその方向で、公表については進めてまいりたいと思います。

5 その他

委員 長：事務局から何かございますか。

事務局：特には用意しておりません。

委員 長：委員の皆様からございますか。

東 委員：2回目以降の委員会なのですが、調査対象地の方を絞っていくことになると思うのですが、その時のやり方ですね。この委員会の中で、例えば、具体的に岩手県の白地図が出てきて、そこにいろいろなレイヤーが出てきて、それを重ね合わせながら視覚的に我々がイメージしながらやっていくのか、全て、その資料の基にやっていくのか、ちょっと具体的に2回目以降の委員会のあり方というか、やり方を教えていただきたいのですが。

事務局：基本的には地図情報を見ていただいて、その上で規制図もあわせて、こういった規制があって、それを外したその位置に処分場を計画していますよ、というのが何箇所か出てくる形ですし、それについては出来れば、事前に審査をしていただいてから、委員会に臨んでいただくようにはしたいと考えております。

委員 長：つまり委員会の前に抽出された地図情報が各委員に配られて、事前に見ていただくという状況か。

事務局：最初は数も多いでしょうし、いろんな委員の先生が知っている情報、先ほど言ったインフォーマルな情報などは、法規制だけではわからないので、委員の先生にも情報を教えていただきたいなどは考えているのですが。

委員 長：その席上で公表問題もその都度お諮りしたいと考えます。

東 委員：委員会の前に個別にそういった機械的な作業ですから、そういった結果を各委員が事前に見て、その意見をそこで言って、その後この委員会で全体的な討論をするそういったイメージでよいですか。

事務局：はい。そのように考えております。

委員 長：その他ございますか。

大河原委員：今のに付随してなのですが、その際、実際抽出に当たられたコンサルの方も事前に是非ご同行いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局：それは実際に資料をお渡しする時に、コンサルも同席してほしいということですね。わかりました。実際にちょっと打合せはさせて下さい。

委員 長：それでは予定した議事は全て終了となります。本日は有意義なご助言、ご意見ありがとうございました。これから具体的な選定過程に入って参ります。いろんな情報を集めて、より妥当な選定作業の中で作っていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。